

第1章 秋田県における「枝番管理」型集落営農組織の 特徴と展望

—秋田県C地区を事例に—

農林水産政策研究所 平林 光幸
小野 智昭

1. はじめに

近年、集落営農組織が急激に増加している。急増した要因は2007年から開始された水田経営所得安定対策の規模要件をクリアするためであったことが多くの論者から指摘され、特に東北や北九州など、これまで個別経営が多く存在していた地域を中心とした動きであることも指摘されている⁽¹⁾。それら新設の集落営農組織のなかには組織としての営農実体に乏しい、「枝番管理」型といわれる組織も多く含まれている⁽²⁾。枝番管理型組織は、組織の稲作機械の所有率が低く⁽³⁾、組織数が急激に増加した東北や北九州などに数多く存在していることも指摘されている⁽⁴⁾。

しかし枝番管理型組織の営農実態は多様である。橋詰 [10] は専ら作業実態と機械利用の関係から枝番管理型組織も含めた集落営農組織を類型化している。農林水産政策研究所 [6] は稲作と転作の部門別の販売代金の精算方式に着目して整理を行っている⁽⁵⁾。稲作部門と転作部門で精算方式が異なるのは、両部門の作業実態を反映しているからであるが、稲作・転作の作業実態と精算方式との関係について検討した研究はない。そこで、稲作・転作部門別の作業実態と精算方式を考慮して類型化し、検討することが必要である。また枝番管理型組織は、政策が戸別所得補償制度へ変化するなかで、存続・発展、解散、再編などの動きがみられるが、こうした変化について検討を行った研究はまだない。さらに地域では集落営農組織が地域農業の担い手として期待され、地域の農業構造とのかかわりで理解されている。しかし、枝番管理型組織については、地域の農業構造とのかかわりで検討した研究もない。

そこで本稿は、枝番管理型組織の動向や展望について、集落営農組織が急激に増加した秋田県を対象に明らかにする。以下、2. で、枝番管理型組織の類型を稲作と転作の部門別に作業実態と精算方式に着目して提示し、3. で、提示した類型に基づいて調査地区の集落営農組織を営農実態から整理する。4. で、政策変更に伴う枝番管理型組織の変化を検討し、組織の方向を明らかにし、5. で、枝番管理型組織が存続・再編している要因を農業構造とのかかわりで検討する。6. で検討結果をまとめ、今後の課題を示す。対象地は秋田県仙北平野にあるC地区（農業センサスの旧市町村）であり、ここは後述するように県内における組織化の先進地である⁽⁶⁾。

2. 枝番管理型組織の類型化

農産物を販売する集落営農組織の類型区分を第1表に示す⁽⁷⁾。類型は、稲作と転作のそれぞれの部門別に作業実態と収益の精算方式で区分している。

第1表 集落営農組織のタイプ

タイプ	稲作				転作			
	作業実態		精算方式		作業実態		精算方式	
	共同	個別	面積割	生産量割	共同	個別	面積割	生産量割
転作	I					○		○
	II				○		○	
稲作	III	○		○		○		○
	IV	○		○	○		○	
稲作+転作	V	○		○		○		○
	VI	○		○	○		○	
	VII	○		○	○		○	

まず類型化の指標について説明を加えよう。作業実態とは、主要な機械作業（耕起、田植、播種、収穫）を組織の構成員が「個別」で行っているか、それとも有償のオペレーターによって「共同」で行っているかである。ここで「有償」オペレーターとしているのは以下のことによる。構成員が「個別」に自らの農地を耕作する集落営農組織にあつてはその機械作業に当然にも賃金を支払っていない（無償）が、それにもかかわらず作業者を「オペレーター」と称するものがある。他方、「共同」で作業が行われている組織では、組織所有の機械によるだけでなく個人所有の機械を持ち込んで作業を行うものもあるが、オペレーターは有償である。そこで前者の無償オペレーターと区別して有償オペレーターを共同作業の有無の指標としている。

次に収益の精算方法は、構成員の農地面積に応じた配分である「面積割」と構成員の生産量に応じた配分である「生産量割」との2種類がある。「面積割」による精算は組織の収益を構成員の農地面積に応じて分配するものである。「生産量割」による精算は構成員の農地で生産された農産物の生産量（販売額）に応じて収益を分配するものであり、これがいわゆる「枝番管理」型組織の特徴である。

こうした組織としての作業実態と精算方式の対応関係は、転作では共同作業に面積割、個別作業に生産量割が対応するが、稲作（特に主食用米）については、共同作業であるにもかかわらず生産量割である組織も多くある。したがって転作には2つの類型（個別作業・生産量割、共同作業・面積割）、稲作には3類型（個別作業・生産量割、共同作業・生産量割、共同作業・面積割）がある。

各タイプの特徴は次の通りである。タイプIとIIは転作の集落営農組織、III～VIIは稲作と転作の集落営農組織である。タイプIは、構成員が個別に転作作業を行い収益を構成

員毎の生産量割で精算している組織、タイプⅡは、共同で転作作業を行い収益を面積割で精算している組織である。タイプⅢは、稲作と転作ともに構成員が個別に作業を行い収益を構成員毎の生産量割で精算している組織である。タイプⅣは、稲作はタイプⅢと同様に作業が個別で精算方法は生産量割であるが、転作はタイプⅡと同様に共同作業を行い精算方法は面積割である。タイプⅤは、組織として稲作の共同作業を行い精算方法は生産量割であるが、転作はタイプⅠやⅢと同様に個別作業で精算は生産量割である。タイプⅥは、稲作はタイプⅣと同様に共同作業で精算は生産量割であるが、転作はタイプⅡやⅣと同様に共同作業で精算は面積割である。タイプⅦは、稲作と転作ともに共同で作業を行い面積割で精算を行う組織である。

これらのうち主要な機械作業を共同で実施している部門に組織としての実体があると思われるべきである。すなわち、組織として転作のみに実体があるものはタイプⅡ、タイプⅣ、稲作のみに実体があるものはタイプⅤ、稲作にも転作にも実体があるものはタイプⅥ、タイプⅦである。それらの作業実態は共同作業型の生産組織と同様である⁽⁸⁾。具体的には、タイプⅡとタイプⅣは転作の共同作業組織、タイプⅤは稲作の共同作業組織、タイプⅥとⅦは稲作・転作の共同作業組織とそれぞれ同等の内容である。それらの共同作業組織は、「ぐるみ型」を典型とするように構成員のほとんどが作業に出るものもあるが、オペレーターが特定少数者に固定され組織内における作業受委託関係が構築されているものも多い。

他方でこれら集落営農組織は米や転作物を組織名義で販売する共同販売経理を行っており、それらのうち精算を生産量割で行っている組織はすべて「枝番管理」型組織である。タイプⅠとⅢは稲作にも転作にも共同作業の実体を欠くとともに精算が生産量割であるため、これらタイプは「狭義」の枝番管理型組織と規定することができる⁽⁹⁾。注意を要するのは、営農の実体がありながら「枝番管理」を行う組織が存在することである。すなわちタイプⅣは転作に営農実体があり、タイプⅤは稲作に営農実体があり、タイプⅥは稲作と転作に営農実体がありながら、しかしいずれのタイプも稲作の精算が生産量割であるため、米の「枝番管理」型組織である。表示する集落営農組織はいずれも組織名義で農産物販売を行うため、農業経営体としての外形を有し、したがってそのほぼすべてが2010年農業センサスで農家以外の農業事業体として捕捉されている⁽¹⁰⁾。

3. 秋田県C地区の地域概要と設立組織の類型区分

(1) 調査地区の地域概要

調査対象とした秋田県C地区は、秋田県全体と同様に稲作単一地域である。販売農家のうち経営耕地面積3ha未満層は69.7%（秋田県平均82.3%）、3～5ha層は23.0%（同11.1%）、5ha以上層は7.3%（同6.6%）であり（以上2005年農業センサス）、C地区は3～5ha

層が分厚く存在している地域であり、これらの中大規模層には野菜作との複合経営が多い。

第2表によると、2005年から2010年に販売農家は261戸から159戸へ102戸（39.1％）減少し、5ha以上農家も4戸減少して15戸となった。他方、農家以外の農業事業体は5事業

第2表 調査地区における農業構造の推移

(単位：戸，事業体，ha)

	2005年	2010年	増減数
農家数	289	204	△ 85
自給的農家	28	45	17
販売農家	261	159	△ 102
5ha以上農家	19	15	△ 4
土地持ち非農家数	73	151	78
農家以外の農業事業体数	5	12	7
経営田面積	692	654	△ 38
販売農家	631	342	△ 289
5ha以上農家	115	103	△ 12
農家以外の農業事業体	61	312	251
稲作付面積	462	456	△ 6
販売農家	462	231	△ 231
農家以外の農業事業体	0	219	219
豆類面積	69	98	29
販売農家	20	19	△ 1
農業以外の農業事業体	49	79	30

資料：農業センサス。

註．農家以外の農業事業体の面積は農業経営体の面積から販売農家の面積を差し引いて求めた。

体から12事業体へ増加した⁽¹¹⁾。その結果、販売農家の経営田面積は631haから342haへ大幅に減少した。一方、農家以外の農業事業体では61haから312haへ約5倍にも増加し、田面積シェアは8.8％（秋田県1.9％）から47.7％（同12.0％）へと急激に上昇した。5年間に販売農家数が減少する一方で、農家以外の農業事業体へ水田が集積されているのは、水田経営所得安定対策によって集落営農組織が数多く設立され、多くの農家がそこに参加した結果である。対象地区は組織の田面積集積率が極めて高い水準にあり、県内における組織化の先進的な地区であると言える。

(2) 設立組織の類型区分

対象地区では2005年以降に集落営農組織が10組織設立された。第3表はそれら集落営農組織の概要を表している。

表の「経営」面積は、共同販売経理を行っている面積であり、水田経営所得安定対策や戸別所得補償制度への加入面積である。10組織の「経営」面積の合計は285haであり、地区の

水田面積 654ha のうち 43.6 %のシェアを有していた⁽¹²⁾。「経営」耕地での作付内容は稲作、大豆作が中心である。なお、ブロック・ローテーションによる団地化は A 法人と B の集落のみであり、他の集落では各構成員によるバラ転である。

第3表 集落営農組織の経営内容

組織名	単位	(農)A法人	B組合	C組合	D組合	E組合	F組合	G組合	H組合	I組合	J組合	
設立年	—	2005	2006	2007	2007	2006	2006	2006	2007	2007	2007	
解散年	—	—	—	—	—	—	—	2012	2010	2011	2012	
立地集落	—	a	j	d	e	n	g	k	m	h	i	
農家数	戸	22	16	20	21	9	10	19	12	9	11	
構成員数	戸	19	17	14	17	7	10	12	9	9	11	
うち4ha以上	戸	—	2	0	4	0	3	2	0	2	5	
「経営」面積	ha	45	43	22	39	16	22	30	20	21	27	
特定作業受託面積	ha	39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
作業実施面積	ha	84	15	8	8	—	—	3	18	—	—	
組織による実施率	%	100	35	36	21	0	0	10	90	0	0	
作付面積	水稻	ha	30	26	13	28	11	22	23	18	20	27
	大豆	ha	52	15	8	8	4	—	5	0.8	0.7	0.7
	その他	ha	野菜他1.2	飼料0.4	WCS1	枝豆0.3	—	—	枝豆3	野菜他1.2	—	—
組織有	トラクター	台	6	—	—	—	—	—	—	—	—	
	田植機(移植)	台	2	—	—	—	—	—	(2)	—	—	
	コンバイン	台	3	—	—	—	—	—	(1)	—	—	
	大豆コンバイン	台	5	1+管理機	管理機のみ	管理機のみ	—	—	脱莢機のみ	—	—	
有償オペレーター	人	7	2	3	5	0	0	2	7	0	0	
販売代金プール	—	全て	大豆	大豆	大豆	なし	なし	枝豆	なし	なし	なし	
組織のタイプ	—	協業経営	Ⅲ→Ⅳ	Ⅲ→Ⅳ	Ⅲ→Ⅳ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅲ	Ⅲ	
経営の方向	—	—	大豆作業の取り組み			—	—	解散後、再編		解散		

資料：農林水産政策研究所調べ。

註1) 「経営」面積とは、戸別所得補償制度への加入面積であり、存続組織は調査時、解散組織は解散時のものである。

- 2) 作業実施面積とは、組織として取り組んだ作業の面積である。
- 3) 組織による実施率とは、作業実施面積を「経営」面積で除した値である。
- 4) 機械台数の()は、組織の母体となった受託組織の所有台数である。
- 5) 網掛けをした部分(ゴシック体)は、組織が実施した作付内容を示している。

しかし組織の営農実態を把握するためには、機械の所有状況、有償オペレーター⁽¹³⁾の作業実施状況、販売代金の精算方法について詳細に検討する必要がある。存続組織は調査時点、解散組織は解散時の営農実態は以下の通りである。機械の所有は、稲作機械は A 法人のみであり、H は構成員共有の機械を組織で利用している。大豆作機械は、A 法人と B がコンバインを所有し、C、D は管理機(水稻防除作業にも利用)のみ所有している。また、G は枝豆の脱莢機を所有している。有償オペレーターは、機械を所有している A 法人、B、C、D と G、H の組織におり、組織や農家の機械を利用して、組織として作業を実施している。実施作業は、A 法人はすべての作業であるが、B、C、D は大豆作、G は枝豆、H は稲作の作業である。それ以外の稲作や転作は各農家が自己所有(農家間の共有もある)の機械を用いて、各自の田で個別に作業している。農産物の販売代金をプールしているのは、A 法人、B、C、D、G である。しかしプールの対象は、有償オペレーターが作業を行っている部門である。すなわち、A 法人のすべてと、B、C、D の大豆、G の枝豆である。H は構成員農家共有の稲作機械を用いて稲作作業を実施しているが、販売代金は枝番管理である。

以上の検討の結果、組織としての営農の実体があるのは、表の網掛けの部分である。そして、各組織は次のように類型化できる。A 法人は経営面積すべてを組織所有の農業機械を用いて有償オペレーターが作業し、販売代金をプールしており、協業経営体である。B, C, D は大豆作について、G は枝豆について、組織所有の機械を用いて有償オペレーターが作業し、販売代金をプールし、タイプⅣの組織である。H は、稲作について構成員共有の機械を利用して有償オペレーターが作業を実施し、販売代金は枝番管理で、タイプⅤの組織である。残された E, F, I, J は組織として農業機械を所有せず、また有償オペレーターもおらず、精算は枝番管理され、狭義の枝番管理組織であるタイプⅢに区分される。

4. 集落営農組織の特徴と変化

(1) 農事組合法人 A 法人

農事組合法人 A は当地区で唯一の協業経営体の集落営農組織である⁽¹⁴⁾。1974 年に秋田県集落農場化事業によって水稻育苗の共同作業組織が設立され、1981 年にオペレーター制による水稻の共同作業に取り組み、2005 年に新たに A 法人が設立された。組織には 19 戸の農家が参加し、オペレーターは役員が 3 人、組合構成員が 1 人、役員の子弟 3 人の計 7 人である。主な経営内容は、稲作 30ha（うち加工用米 5ha）、大豆作 52ha（うち他集落からの特定作業受託 39ha）、りんどう、レタス、アスパラガスの苗などの野菜作 1.2ha である。また、他集落からの大豆の収穫作業受託が 56ha ある。加えて道の駅でレストランを経営し、組織で生産した農産物の一部をそこで利用している。

この A 法人は後述するように、地区内の集落営農組織などの大豆作の大部分の作業を受託している。新設された集落営農組織が大豆を生産するようになったため、A 法人の大豆の作業受託面積が増大し、それが地区内の集落営農組織存続上で大きな役割を果たしている。

(2) 存続している枝番管理型集落営農組織

枝番管理型集落営農組織のうち、2012 年 4 月に存続している組織は B ～ F の 5 組織である。これら 5 組織は、設立当初はすべてタイプⅠの組織（狭義の枝番管理型組織）であったが、それらのうち B, C, D の 3 組織はタイプⅡの組織（転作共同作業組織）へ変化している。E は肉牛繁殖農家が集落内の牧草転作作業を実施する耕畜連携を目的とした組織である。F は組織としての営農活動はいまだ見られない。

B, C, D は先述のように組織として大豆作を行っている。注目したいのは、これら大豆作は組織設立前から集落内で作付られていたのではなく、組織設立後に導入されている点である⁽¹⁵⁾。したがって、これら組織は大豆の過去実績に基づく交付金（約 2 万円/10a）は得ていなかった。「緑ゲタ」が無いなかで大豆作を新規に導入した条件は産地づくり交付金である。

当時、水田経営所得安定対策へ加入する集落営農組織には最高 7.5 万円/10a が支払われ、非加入者と比べると 2.5 万円も高い水準に設定されていた。この高い交付金単価によって、組織が新たに大豆作を開始したのである。

第 4 表は各組織の大豆作における主な作業の実施者を表している。B は耕起～収穫まで組織の機械とオペレーターで実施し、乾燥・調製作業を A 法人に委託している。C は耕起～播種作業までを組織で実施し、収穫以降の作業を A に委託している。D は、耕起は個人で実施し、播種は組織で実施し、収穫作業以降は A に委託している。

第4表 各組織の大豆作業実施者

組織名	耕起	播種	収穫	乾燥・調製	備考
B	組織	組織	組織	Aに委託	コンバイン購入前は 収穫作業を委託
C	組織	組織	Aに委託	Aに委託	
D	個人	組織	Aに委託	Aに委託	
その他	個人/ Aに委託	Aに委託	Aに委託	Aに委託	

資料：農林水産政策研究所調べ。

註. 網掛けした部分(ゴシック体)はAへの作業委託を示している。

これら組織はタイプ I から先述のようにタイプ II へ変化している。B は、設立当初は大豆作のすべての作業を A 法人に委託していた。しかし大豆作を開始して、大豆作の収益を参加農家に分配せずに組織で積立し、機械の導入を進めていった。2006 年に中古大豆用管理機を導入し、2011 年に中古汎用コンバインを導入し、さらに 2013 年には中古乾燥機を導入する予定である。その結果、大豆作にかかるすべての作業を組織で行うことができるようになる。また、当初導入した大豆管理機は水稲作の防除作業にも利用することが可能であることがわかり、組織で水稲作の防除作業を実施している。そのため、大豆作だけではなく、水稲の一部作業についても組織として実施するようになっており、「将来的には構成員の稲作作業を組織で作業したい」と組織の代表者は考えている。B が大豆管理機を導入し、水稲防除作業に利用したことから、C や D でも大豆管理機を導入し、大豆作に利用するとともに、水稲防除作業を実施している。こうして水稲作業の一部をも組織で実施することが地区内に波及している。

(3) 解散した集落営農組織

1) 解散理由

G, H, I, J の集落営農組織はそれぞれ解散した。契機は、市の指導による法人化のフォ

ローアップである。水田経営所得安定対策に加入する任意組織は 5 年以内に法人化することになっている。そこで市は 2009 年にフォローアップを実施し、計画通りに法人化するか、あるいは計画を延長するかを各組織で検討させた。その結果、計画を延長する組織は存続し、法人化の見込みがないと判断した組織は計画を延長せずに解散した。

解散した直接の理由は、組織存続のメリットの少なさと負担の大きさである。対象地における参加農家の直接のメリットは、大豆の「緑ゲタ」の取得ではなく、米の「ナラシ」である。それに加えて肥料・農薬の共同購入による農協の大口割引である。しかし、戸別所得補償制度の実施で「ナラシ」のメリットは縮小した。残るは大口割引だけがメリットである。これに反して、役員の負担や構成員の不満が大きいの。決算や総会資料の作成など、枝番管理の実施に伴う役員・担当者の負担は大きい。対象地では農協の組織口座と個人口座間の入出金は農協が自動で行わず、組織の会計担当者が行う。組織の口座に入金された仮渡金、精算金、交付金を各構成員の口座へ振り替えること、そして共同購入に伴う代金を各構成員から期日までに徴収し、農協の組織口座へ入金することの事務作業の負担は担当者にとって相当に大きい。負担を軽減するために、各戸への入金回数を減らしている組織では、構成員農家から収入取得時期の遅れが不満となっていた。こうした役員の負担の大きさ、参加農家の不満に比してメリットが少ないことから解散することとなったのである。

2) 解散後、再編された組織の特徴

解散した集落営農組織のうち G、H は、組織を再編して新たな組織として存続している。

G は、2002 年に集落内農家 5 戸によって設立された共同利用組織 G' を母体として設立された。G' は田植機、コンバイン、畦塗り機を所有し、G' の代表者が中心となって機械作業を行っていた。2006 年に G' の代表者は、集落の高齢化や離農を懸念して集落農家全戸参加による集落営農組織 G を、G' とは別に設立した。機械の共同利用をベースに農地の受け皿になれる組織への発展を展望しつつ、まずは枝豆脱莢機を導入して枝豆の共同生産に取り組んだ。しかし、構成員の大規模農家との間で意見が衝突したため⁽¹⁶⁾、2012 年に G を解散した。そして農家 5 戸で G' を再稼働し、枝豆脱莢機を移管した。再稼働された G' は、集落営農組織解散前後で変化が見られる。第 1 に、構成員外から稲作作業を受託するようになった。構成員外の農作業受託は、集落農業の維持・発展を図るためである。現在、田植作業を 3 戸から 170 a、収穫作業を 2 戸から 70 a それぞれ受託している。第 2 に、移管された枝豆の機械を利用して、共同で枝豆生産を開始した。こうして G' は共同利用組織からタイプ II の集落営農組織を経て、水稻作業受託組織となり、さらには枝豆の農業生産主体へと発展している。

H は、1997 年に集落内農家 6 戸で設立された稲作の共同利用組織 H' を母体として設立された。H' 設立理由は、ほ場整備事業が採択され、集積要件をクリアすることが目的であった。そこで、組織で田植機とコンバインを導入し、稲作の共同利用を開始した。その後、農家の高齢化、離農が懸念されたため、2007 年に自治体や農協の指導によって集落農家 9 戸参加に

よる H を設立した。しかし、会計業務などが大きな負担であったため、2010年に組織を解散した。解散後、Hに参加した9戸によってH'を水稻作業受託組織として再設立した。オペレーターは7人で、機械作業をしない2人は会計業務を担当している。賃金はオペレーターが1.3万円/日、補助作業が1万円/日である。賃金を高めに設定することで、参加農家の出役を促している。作業受託料金は、作業に要する賃金、物財費と、機械更新費用の積み立て額を合計した費用を作業面積で除した金額としている。こうしてH'は、共同利用組織からタイプⅢの集落営農組織を経て、参加戸数を増やして水稻作業受託組織となっている。

I, Jは組織解散後は、個別農家による営農へもどっている。

(4) 3つの方向

対象地区の枝番管理型組織の動向を検討すると、次の3つの方向があることが明らかとなる。

第1は大豆作機械の導入と稲作の協業化への動きである。存続組織では、設立当初は組織としての営農実態がなかったが、B, C, Dの組織は設立後に組織として大豆作に取り組みはじめ、そのための機械を導入するようになった。つまり、タイプⅢからタイプⅣへと変化し、転作部門の営農実体が生じ始めてきた。また、水稻作業への拡大も行われている。

第2は有志農家による組織再編である。組織の解散後、有志農家によって組織の再編がなされた。Gは共同利用組織からタイプⅣとなり、解散後に水稻作業受託、枝豆生産を行い、転作の生産主体G'へ発展している。Hは、共同利用組織H'からタイプⅥの集落営農組織を経て、解散後にはほぼ集落全体の水稻作業受託組織H'へと発展している。これらの組織の方向は、前身組織を母体としつつ、集落営農組織時の取り組みを吸収しながら、組織が再編・発展していることに特徴があると考えられる。

第3は個別経営による農地の集積である。集落営農組織の解散によって、従来通りに個別経営が集落等の農地を集積するという方向である⁽¹⁷⁾。

以上のように、枝番管理型の集落営農組織は3つの方向へ進展しているが、枝番管理型組織が第1の方向で存続または第2の方向で再編されながらも、組織的活動が維持されていることは枝番管理型組織の存続・再編理由を考える上で重要である。

5. 集落の農業構造と集落営農組織の存続・再編との関係

集落営農組織の存続・再編の背景には集落の農業構造との関係がある。第5表はC地区における5ha以上の個別経営の農地集積率と集落営農組織の存続状況をセンサス集落別に表したものである。なお、ここでの5ha以上の個別経営は、枝番管理型組織の構成員となって、センサスでは捕捉されなくなった農家も含んでいる。

同表によると、集落営農組織が存続ないしは再編している集落は8あるが、D組合のあるe

集落を除いて、5ha以上の個別経営による集落の農地集積率が23%未満である。これら集積率の低い集落で設立された組織はすべての組織が存続ないしは再編している。その一方で、集積率がそれ以上の集落では3組織が設立されたが、2組織が解散している。

つまり、5ha以上の大規模な農家が少なく、その集積率が低い集落では、組織が存続して

第5表 大規模個別経営の農地集積と集落営農

セン 集 落 サ ス	田面積 (ha)	5ha以上の個別経営			集落営農組織の動向		
		戸数	面積 (ha)	集積率 (%)	設立状況	「経営」面積	
						面積 (ha)	集積率 (%)
計	566	24	163	28.8	—	237	41.9
c	66	4	30	46.1	なし		
e	55	3	24	44.0	D組合	39	70.9
i	88	5	34	38.6	I組合(解散)		
h	20	1	6	29.0	J組合(解散)		
b	44	2	13	28.6	なし		
l	51	2	13	24.5	なし		
j・k	77	3	18	22.9	j : B組合 k : G組合(再編)	73	94.8
m	27	1	6	20.4	H組合(再編)	20	74.1
n	37	1	6	17.0	E組合	16	43.2
f	51	1	8	15.3	なし		
a	50	1	6	12.4	A法人	45	90.0
d	27	—	—	—	C組合	22	81.5
g	32	—	—	—	F組合	22	68.3

資料：農林水産政策研究所調べ。

註1) 5ha以上個別経営の面積集積率順(降順)に記載した。

2) 網掛けした部分(ゴシック体)は集落営農組織が存続または再編した集落を示している。

3) 個別経営と集落営農組織の面積は重複している面積があるため、両者の集積率の合計が100を超える集落もある。

いる、あるいは解散後に再編した組織が存続している傾向にある。逆に5ha以上農家が多く、その集積率が高い集落では、集落営農組織が設立されないか、あるいは設立されても解散する傾向にある。こうして個別の担い手が少ない集落では、その農業構造に規定されて地域の担い手確保のために組織的活動を維持していると考えられる。

6. おわりに

本稿では、秋田県C地区における枝番管理型組織の動向と展望について検討を行った。まず、枝番管理型組織における多様な営農実態を稲作・転作別に作業実態と精算方式から4タ

イプの類型を提示した。次いで、対象地に設立された枝番管理型組織について、機械所有、有償オペレーター、精算等から類型に整理した。さらに、政策変更の下でこれらの組織にその後、①大豆作機械の導入と稲作の協業化への動き、②有志農家による組織再編、③個別経営による農地集積、という3つの方向があることを明らかにした。特に①の動きは組織に営農実体が生まれ、経営の内実が変化しつつあること、将来的に稲作まで取り込んだ協業組織へと発展する可能性を秘めていること、②でも同様の可能性があることがそれぞれ示された。最後に枝番管理型組織が①の方向で存続、ないしは②の方向で再編しながら維持されているのは、集落農業の担い手となる個別経営が少ないという農業構造要因であることを示した。東北地域は個別農家が中心的な担い手となっている地域とされてきたが、農家の高齢化や担い手の不足などの課題が深化している集落があり、そこでは集落農業の担い手確保のために農業の組織化へ向けた強い意志があることが見て取れる。

本稿が検討したような存続、再編した組織は、今後の高齢化と離農の進展の中で、どのような展開をするのか注視する必要がある。また、集落営農組織が解散した集落では設立以前の通りに個別経営が農地を集積するのであろうが、そうした個別経営が経営を継承しつつ集落内農業を担うことができるのかはさらに検討すべき課題である。

さらに本稿では、集落内の個別の担い手の存在状況が集落営農組織設立の背景であることを示したが、この点は現在における担い手の確保状況にとどまらず、むしろ将来における担い手確保の困難性の予見が組織化の大きな要因と考えられ、この点については別稿を用意したい。

(付記) 本稿は「2013年度日本農業経済学会個別報告論文集」に投稿した原稿(平林・小野 [11])を一部加筆修正したものである。

[註]

- (1) 橋詰 [9]. 2010年農業センサスによる集落営農組織の詳しい分析は、農林水産政策研究所 [8]を参照.
- (2) 第43回東北農業経済学会岩手大会実行委員・岩手県農業研究センター(以下、岩手県農業研究センターと略) [1] はいち早く枝番管理型組織について報告し、それを「水稻については、多くの組織で、集落営農組織の構成員個々が自らの機械を用い、所有水田の機械作業、栽培管理を行う方式が中心となって」おり、「品目横断的経営安定対策加入前の営農形態を踏襲したまま、経理事務のみを一元化した形式となっており、土地利用、資材調達、作業の実施等に係る意思決定は、依然、各構成員に委ねられている」(p. 3)と規定している。農林水産政策研究所 [5] は「組織で経理を行う中で営農スタイルが継続されている」(p. 6)とそれを要約的に規定し、また小野 [13] は「組織での共同販売経理を行いつつ、構成員に枝番を付して、その出来高に応じた収益配分を行い、また営農のスタイルも個別経営時のものを継続している」(p. 8)としている。
- (3) 岩手県農業研究センター [1] は構成員自らが所有する水田作業を各自で実施している組織が多い

ことを指摘している。岩手県農業研究センターが実施した調査によると、回答のあった210組織のうち「構成員が所有水田の作業を実施」と回答した組織は146組織(70%)もあった。また小野 [15] は2010年農業センサス分析から東北や北九州では販売農家の減少と農家以外の農業事業体の増加の関係が明瞭にあらわれており、これらの地域における農家以外の農業事業体の機械所有率が低いことより、枝番管理型組織の存在を示唆している。もちろん、この中には参加農家が自ら所有する機械を持ち込み、組織として作業に取り組んでいるケースも一部にあると考えられるが、枝番管理型組織の存在が多いと考えられる。

(4) 岩手県農業研究センター [1] は、岩手県における枝番管理型組織の実態を報告している。農林水産政策研究所 [7] は、佐賀県における枝番管理型組織の実態を検討している。

(5) 農林水産政策研究所 [6] は営農部門(米、麦、大豆)と精算方法(プール計算または枝番管理)について整理し、麦・大豆の転作部門はプール計算している組織の割合が高いが、米部門は枝番管理している組織の割合が高いことを指摘している。

(6) 本調査は2011年12月に実施し、その後2度の補足調査を実施した。なお本調査には、吉井邦恒、吉田行郷、橋詰登、福田竜一(以上、農林水産政策研究所)、香月敏孝(現・愛媛大学)、杉戸克裕(現・北海道農業研究センター)、椿真一(秋田県立大学)が参加した。

(7) 平林・小野 [11] は「枝番管理」型組織に限定して類型を示したが、本稿第1表は農産物を販売する集落営農組織全体を捉えた類型区分である。主な違いは次の点である。第1は、精算方式の区分名について平林・小野 [11] は「プール」と「枝番」としたが、本稿では「面積割」と「生産量割」とした。「プール」精算とは「面積割」での精算、「枝番精算」とは「生産量割」での精算を指し、内容的には同一であるが、読者が理解しやすいように具体的な方法を区分名変更している。第2に本稿では転作のみを行う組織をタイプⅠ、タイプⅡとして類型に組み込んでいる。第3は平林・小野 [11] で「参考」として掲載した協業経営体を廃して、本稿ではタイプⅦを加えている。こうした結果、本稿の類型区分は、平林・小野 [11] でタイプⅠとした類型をタイプⅢとし、以下、タイプⅡをタイプⅣ、タイプⅢをタイプⅤ、タイプⅣをタイプⅥとしている。

(8) 前注で指摘したように、本稿では協業経営体型の集落営農組織のタイプをあえて明示せず、共同作業型の組織としている。なぜなら集落営農組織の内実が共同作業組織であるか協業経営体であるかのメルクマールは、生産物とその販売による成果が構成員に帰属するか、組織に帰属するかであると考えられる。そして後者が協業経営体であり、それが本来の農業センサスでいう農家以外の農業事業体である。作業を共同で行い精算を面積割で行うタイプⅡやⅦの場合であっても、労賃、物財費等を控除した収益のすべてを構成員に分配する場合には協業経営体というよりも共同作業組織と同等であると考えられる。逆にタイプⅡやⅦのみならずタイプⅣ、Ⅴ、Ⅵにも経営成果が組織に帰属する場合には協業経営体がありうることも考えられるが、協業経営体を明示した集落営農組織の類型は今後の課題とする。

(9) 平林・小野 [11] で、稲作と転作の作業が個別で精算方式が生産量割の組織を「狭義」の枝番管理型組織と規定した。

(10) 詳しくは農林水産政策研究所 [8] を参照されたい。

(11) 農家以外の農業事業体12事業体のうち、10事業体は本稿で対象とした集落営農組織であり、2事業体は集落営農組織ではない法人経営である。

- (12) 「経営」面積に、集落営農組織から脱退した構成員の12ha と、註9で指摘した2法人の3ha、9ha を加えると309ha となる。これは前掲第2表における農家以外の農業事業体の面積312ha にほぼ一致する。
- (13) 枝番管理型組織では、構成員が自らの農地を耕作して収穫量(販売額)に応じて精算している場合、その機械作業に賃金を支払っていない(無償)にもかかわらず、作業者を「オペレーター」と称することが多くある。他方、組織所有の機械で作業を行うオペレーターは有償である。そこで、調査にあたっては無償オペレーターと区別して、有償オペレーターを調査している。
- (14) A法人については、中村 [3] において、N 法人として詳しく紹介されている。
- (15) 前掲第2表の豆類面積をみると、販売農家の栽培面積にほとんど変化はないが、農家以外の農業事業体の栽培面積は49ha から79ha へと30ha 増加している。なお、2005年における後者の大豆栽培面積は、法人化以前のA法人の他に、2戸協業の有限会社による栽培面積を含む。
- (16) この大規模農家は5.7ha を経営する個別指向型で、集落内の農家から一部作業受託を行っている。
- (17) 当地区では15ha を超えるような大規模な個別経営は展開しておらず、5～10ha 規模の農家が中心であり、将来的には経営継承などの問題も発生する恐れがあるという課題を抱えていると考えられる。この点については今後の課題としたい。

[引用文献]

- [1] 第43回東北農業経済学会岩手大会実行委員会・岩手県農業研究センター『集落営農組織の現状と展開方向－岩手県における集落営農組織の調査分析を中心として－』, 2008。
- [2] 中村勝則「東北における集落営農の現段階と地域農業－秋田県平坦水田地帯の動向から－」, 『2013年度農業問題研究学会春季大会予稿集』, 2013, pp. 28～37。
- [3] 中村勝則「東北水田農業の構造変動」安藤光義編著『JC 総研研究叢書7 農業構造変動の地域分析－2010年センサス分析と地域の実態調査』, 農山漁村文化協会, 2012, pp. 179～208。
- [4] 西川邦夫『品目横断的経営安定対策と集落営農』, 日本の農業245, 農政調査委員会, 2010。
- [5] 農林水産政策研究所『平成20年度 集落営農組織の設立等が地域農業, 農地利用集積等に与える影響に関する分析 研究報告書』, 経営安定プロジェクト研究資料第4号, 2010。
- [6] 農林水産政策研究所『平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析研究報告書』, 経営安定プロジェクト研究資料第6号, 2010。
- [7] 農林水産政策研究所『水田地帯における地域農業の担い手と構造変化－富山県及び佐賀県を事例として－』, 構造分析プロジェクト研究資料第1号【実態分析】, 農林水産政策研究所, 2012。
- [8] 農林水産政策研究所『集落営農展開下の農業構造－2010年農業センサス分析－』, 構造分析プロジェクト研究資料第3号【統計分析】, 農林水産政策研究所, 2013。
- [9] 橋詰登「水田農業の構造変化とその地域性に関する統計分析」, 『農林水産政策研究レビュー』, 第41号, 農林水産政策研究所, 2011, pp. 4～5。
- [10] 橋詰登「2010年農業センサスにみる構造変動と展開方向」, 『集落営農展開下の農業構造－2010年農業センサス分析－』, 構造分析プロジェクト研究資料第3号【統計分析】, 農林水産政策研究所, 2013, pp. 165～172。
- [11] 平林光幸・小野智昭「東北地域における「枝番管理」型集落営農組織の特徴と展望－秋田県 X 地区

- を事例に－』、『2013年度日本農業経済学会個別報告論文集』, 2013。
- [12] 森剛一『法人化塾 第3版－集落営農法人化のメリットと成功のポイント－』, 農山漁村文化協会, 2012。
- [13] 小野智昭『『戸別所得補償モデル対策』実施の影響 座長解題』、『農業問題研究』, 第43巻第2号, 2010, pp. 1～9。
- [14] 小野智昭・吉田行郷・橋詰登・杉戸克裕「水田農業における組織経営体の実態と構造変化－富山県と佐賀の旧村を事例して－』、『2012年度日本農業経済学会個別論文集』, 2012, pp. 9～16。
- [15] 小野智昭「水田農業における担い手形成と農地集積』、『集落営農展開下の農業構造－2010年農業センサス分析－』, 構造分析プロジェクト研究資料第3号【統計分析】』, 農林水産政策研究所, 2013, pp. 132～148。